

令和4年第17回教育委員会議事録

令和4年10月19日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年10月19日（水）午前10時00分～午前10時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音
委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子
委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長 大島 晃
生涯学習担当部長 教育人事企画課長
庶務課長 村野 貴弘 学校支援課長 宮崎 敬司
学校ICT担当課長
生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター長 佐藤 正明
済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 子ども日本語教室の開講について

目次

報告事項

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・ 10
- (4) 子ども日本語教室の開講について・・・・・・・・・・・・・・ 10

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和4年第17回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議題に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」、私から説明させていただきます。

資料をご覧ください。

本件は教育委員会規則につきまして、「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条の2第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理した旨をご報告し、その承認を求めるものでございます。

「臨時代理により処理した規則」でございますが、資料に記載の8件の規則につきまして、本年9月29日に改正し、公布したものでございます。

次に「教育長の臨時代理により処理した理由」につきまして、ご説明いたします。

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部が改正されまして、育児休業を原則2回まで取得できることとされたほか、これに加えて、子の出生後8週間以内に育児休業、いわゆる「産後パパ育休」を2回まで取得できることとされたところでございます。

一方、国家公務員において「人事院規則」の一部が改正されまして、「育児参加のための休暇」の対象期間を「出産の日以後8週間を経過する日まで」から「出産の日以後1年を経過する日まで」に拡大されました。

また、育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間以内に含まれる「産後パパ育休」と、それ以外の育児休業につきまして、それぞれ1月以下である場合には、期末手当及び勤勉手当に係る在職期

間から除算しないこととされました。

これらのことを踏まえまして、杉並区におきましても国家公務員と同様の取扱いにすることとし、9月29日に「杉並区職員の育児休業等に関する条例」の一部改正条例を公布したことから、9月29日に「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の規定に基づきまして、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、同日、承認を得たところでございます。

この承認の後、速やかに規則を改正する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育長の臨時代理により、規則を改正したものでございます。

それでは、改正した規則の内容につきましてご説明申し上げます。

はじめに、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、「資料1」の2枚目、「新旧対照表」をご覧ください。

第23条の2に規定する「育児参加休暇」の対象期間を「出産の日以後8週間を経過する日まで」から「出産の日以後1年を経過する日まで」に拡大するものでございます。

続きまして「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

「資料2」の2枚目、「新旧対照表」をご覧ください。

第5条に規定する「期末手当の支給割合における『欠勤等日数』」につきまして、「育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間以内に含まれる育児休業」と、「それ以外の育児休業」について、それぞれ1月以下である場合には、期末手当に係る在職期間から除算しない旨を定めるほか、規定の整備を図るものでございます。

続きまして、「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

「資料3」の2枚目、「新旧対照表」をご覧ください。

第5条に規定する「勤勉手当の支給割合における『欠勤等日数』」につきまして、「資料2」の期末手当と同様の改正を行うものでございます。

その他の規則の内容でございますが、「資料4」の「学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

及び「資料7」の「会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、「資料1」と同様の改正を行うものでございます。

また、「資料5」の「学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「資料8」の「会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、「資料2」と同様の改正を行うものでございます。

「資料6」の「学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、「資料3」と同様の改正を行うものでございます。

最後に「施行期日」でございますが、いずれの規則につきましても、「地方公務員の育児休業法」等の改正に合わせまして、10月1日に施行したところでございます。

以上で報告を終わります。

よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

庶務課長 それでは、ただいま説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 こういった育児休業、お父さんの制度が整えられることは、とてもいいことだというふうに思うんですが、参考までにお伺いしたいのですけれども、これはお子さん1人につきということなんですよ。例えば、双子だった場合には、この期間が例えば、4回が8回になる。そして、それは有休のところマイナスにならないで済むということで、よろしいですか。

庶務課長 生まれた日が同じということなので、それによって2倍になるということはないという形でございます。

折井委員 なるほど。それはなかなか厳しいですね。双子だからといって、同じ日に、例えば、風邪をひくのも同日ではなく大体1人が来てから数日後にということも多いので、そうすると、厳しいですよ。いずれにいたしましても、この制度がなければ、お父さんが育児に参加するのなかなか難しいというふうに思いますので、とても重要なことだと思いますが、あとはソフト面というんでしょうか。実際に、例えば、区役所の中にいる職員の方々は取りやすくても、学校現場の方とかが取れる状況にならないといけないなと思います。感想でした。

教育人事企画課長 双子の場合の育休のことについては、先ほど説明のあったとおりなんですけれども、また別に、子の看護休暇といったものがあります。そういったところで対応が可能かというふうに思っております。

折井委員 わかりました、看護はまた別ということで。わかりました。ありがとうございます。

教育人事企画課長 あとは教員の育休の取りやすさといったところは、やはり大きな課題だなというふうに思っております。ただ、今年度も男性で育休を取っている教員は出ております。それはやはり制度を整えば、学校においても利用者は増加傾向にはあるだろうと考えております。

あとは職場の方での協力体制も必要になってきますが、ただ今年度も代替として、時間講師ではなくて、臨時的任用教員を充てていくことができますので、今後もこういった体制はしっかりと教育人事企画課の方でも努力をして整えていきたいというふうに考えております。

庶務課長 他にご意見等あれば。

伊井委員 こういう制度ができて、社会的にも、子どもを育てるということに対して、みんなで支えていくような理解がされていくといいなと思います。

教育者の中でも取りにくいなと思うような環境はいろんな現場であると思うので、それをまた学校の現場では特に保護者の方々が、こういう制度をどれくらいご理解いただけているのかなというの、ちょっと思うところがあります。ある方、その方は保護者の方ではなかったんですけども、地域の方なんですけど、学校支援本部とかでも活躍されている方ですが、「今度、男性の何々先生が育休を取るんだって」と、おっしゃり様が、やっぱり全然こういうことをご存じない感じというか。やっぱりむしろそういう方々に支えていただきたいというか、CSは、学校からいろんなことを相談されるような場なので、そういう方々にもご理解いただけるような何らかのお知らせの方法とか、ご理解いただけるような場が、それぞれのCSであるといいなと思います。

よろしく願いいたします。

教育人事企画課長 女性の育休・産休も全く同じなんですけども、学校の中で、やはり教員が休むといったところにおいて、本当に保護者、子どもたちに申し訳ないといったことで説明してきた経緯があると考えて

おります。ただやはりこれから、今働き方改革も言われている中で、制度として整えられてきているものについて、保護者や地域にしっかり説明していく必要があるというふうに考えております。

杉並区においては全校でCSが機能しておりますので、CSの方にまずしっかりと説明をして、地域の理解も図りながら、そして保護者の方にも説明していく必要があるかなというふうに思っております。

對馬委員 育児に男性が参加をするっていうか、関わるのは本来であれば普通でなければいけないはずで、女性だけがやることではないですし、特に幼稚園や小学校の先生という仕事をなさる方にとって、やっぱり子どもの育ちを身近で見れるというのは、とても大きな財産になっていくことだと思います。うんと小さい時から、病気とかじゃなくて、普段の子どもがこういう生活をして、こうやって成長していくんだっていうのを知ることってすごく大事なことだと思うので、その価値というのでも分かっていたら、休暇で休むんだけれども、そこは先生としての学びにもなっているんだっていうような、そういうふうに思っていたらいいんじゃないかなと、そういう価値のある休みだと思います。やっぱりそれはその後のその方のお仕事に絶対いい意味で反映できると思いますので、その辺も含めて丁寧に説明していただけて、出産とか育児って、やっぱり若い先生が取ることが多くなると思うと余計に取りづらい、気持ちとして取りづらくなりがちかだと思いますので、是非まずは職員の中から理解してもらって、保護者の皆さん、地域の皆さんのご理解をいただきながら、是非育児休暇をうまく生かせる、人生の中にうまく生かせるようにしていただけたらいいなと思います。

教育人事企画課長 今後、「育休」と言わないらしいんですね。「育業」ということになっております。なぜそういった言葉がこんなふうになるのかといったところも含めて理解を深めていく必要があるだろうというふうに思っております。とにかく子どもの数が少なくなってきている。これが日本にとってどういうことなのかといったところから進められている制度ですので、そういったところも含めてちゃんと説明していく必要というのは出て来るというふうに思っております。

久保田委員 今、少子化等々をいろいろ言われている中で、やはり今回の改正というのは、子育てをする働く人たちにとってとても重要なことで、良かったなと思っております。

実際に今ご意見も続いておりましたが、この新しい制度の下で、やはり同僚職員及び保護者・地域の理解を図っていくということが絶対欠かせない大事なところで、その辺は是非お願いしたいと思っております。

1つ質問です。10月1日からのことについてはまだデータはないと思うのですが、これまでの取得状況等がわかりましたら、教えていただければと思います。

教育人事企画課長 今年度ですと、男性の育休は4名の取得がありました。そのうちの2名は今回のこの報告に関わる区費教員でございます。

区費教員については、1年間の取得は2名のうち1名で、もう1名は4か月ということですか。

教育長 これ育児参加休暇は、休暇だから給料が出ると思うんですけど、この育児休業を分割で取ったりしたら、その育児休業の場合は手当金かなんか出るのですか。

庶務課長 共済の方で1年までは出ます。

教育長 ということは、これまでと同じように考えていいわけですね。わかりました。

庶務課長 他にご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番について質疑を終わります。

それでは教育長、報告事項1番について、教育委員会の承認が必要な案件でございますので、採決をお願いいたします。

教育長 それでは報告承認の採決を行います。

報告事項1番について、承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは異議がございませんので、報告事項1番を承認といたします。

庶務課長 続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。

今回任命されますのは、中学校2校3名となっております。いずれも再任命でございます。各委員の区分、委員経験等は記載のとおりです。任期は令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間となります。私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ご

ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和4年9月分の教育委員会共催・後援名義の使用承認についてご報告をいたします。

9月分の合計は全体で14件でございます。定例、新規の内訳は、定例が14件、新規は16件でございます。

共催、後援の内訳でございますが、共催が2件、後援が12件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 今回、新規はないようなんですけれども、定例ということで、これまでも何回か伺ったことあると思いますが、コロナもやや落ち着いてきまして、とはいえ昨日なんかは前週数値の134%だったり、ちょっとまだ心配していますが、こういう取組が戻ってきた感じでしょうか。

生涯学習推進課長 当月までの累計でございますけれども、現在108件になってございますが、コロナ禍前の令和元年につきましては153件ですので、やはりコロナ禍前に比べますと、やはり落ちている。ただ令和3年度は87件という状況でございましたから、令和3年度よりは回復している。そういう状況でございます。

伊井委員 皆さんオンラインとか、いろいろな形を考えながら、取り組まれています。今後もいい形で、こういうつながれる場所が広がるのかなと思います。

よろしくお願いいたします。

庶務課長 他にご意見等はよろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「子ども日本語教室の開講について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括主導主事（加藤） 私からは、「子ども日本語教室の開講について」、ご報告いたします。

現在、日本語の習得が不十分なために、学校生活への対応が遅れがちな帰国児童及び外国人児童に対しては、日本語の指導を行っておりますが、更に、杉並区に在住の帰国児童及び外国人児童が、日本語を学び続け、日本での生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、新たに「子ども日本語教室」を開講いたします。

期間としましては、令和5年1月から令和5年3月までの3か月間を予定しております。

会場としましては、杉並区交流協会の教室。区役所近くとなります。こちらが毎週月曜・水曜日。もう1会場が、済美教育センター教室。こちらが毎週火曜・木曜日。どちらも午後4時15分から午後5時50分までとなります。

対象は杉並区在住の小学校1年生から6年生までの帰国児童及び外国人児童。

募集人数は各会場10名を予定しております。

実施主体としましては、杉並区交流協会と、済美教育センターです。

直接子どもたちを指導いたします指導者は、区内在住または在勤で「子ども日本語学習支援ボランティア養成講座」を受講した者となっております。こちらの講座につきましては、杉並区交流協会が令和4年10月5日、水曜日から全10回の予定で既にスタートしております。申込が多数ございまして、その中から抽選により32名決定いたしまして、この方々に現在受講していただいています。

この講座の内容としましては、日本語の指導の専門家を毎回講師としてお呼びして、日本語教室を受講する子どもたちに対する向き合い方や姿勢を学んで、対話を重視した「ともに考える」ことに重点を置く講座内容となっております。参加者が話し合いですとか、交流をしながら子ども日本語教室で指導できるようなそういった内容となっております。

子どもたちへの日本語教室の指導形態は1対1、対面指導を基本としています。それぞれの児童の状況、ニーズに合わせて教材も利用する予定です。

最後、「その他」としまして、こちらの子ども日本語教室への児童の参加費用は無料とします。ただし、保険料のみ徴収予定です。また、参

加児童の保護者にもできるだけ毎回参加していただくような形で想定しておりますが、その保護者に対しては、やさしい日本語を用いて、こちらの講座を担当しております日本語指導の専門家の先生に、交流・相談・問題解決等の支援を行っていただく予定です。また、必要に応じて交流協会や教育委員会の窓口を引き継いでいければと考えています。

最後、先ほど3か月の予定で実施すると申し上げましたが、今後は中学生の支援についても準備を進める予定でして、この3か月の中で受講された小学6年生は、中学生になっても引き続き受講ができるよう、中学生にも拡大してこの教室を実施する方向で考えております。

よろしく願いいたします。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、お願いいたします。

折井委員 子ども日本語学習支援ボランティア養成講座への応募が多数あったということで、抽選で参加者を決めるという。本当に喜ばしく、そしてありがたいことだなと思います。杉並区が掲げる「学び、贈り合う」ということを体現しているものだなと思いながらお話を伺いました。

1つお伺いしたいのが、養成講座を受けて、現場で子どもたちと1対1で指導するというので、必ずしも、おそらくどなたも日本語教育の専門ではない方が養成講座を受けられるんだというふうに思うんですが、その先生たちが、専門家にこの指導がうまくいかないんだけど、どうしたらいいですかというような相談ができるようなシステムが整っているかどうかをちょっとお伺いしてもいいですか。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。こちらの子ども日本語教室を開講するにあたりまして、区と交流協会と、教育委員会とで総合調整会議というものをもちまして、その中でアドバイザーとして参加していただいた専門の先生に、今回のこのボランティア養成講座にも関わっていただいている、その先生に子どもたちへの指導の場にも毎回極力ご参加いただくような形で、保護者の相談ですとか、ボランティアへの指導というのでも継続して行えるようにはなっています。

折井委員 承知いたしました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

久保田委員 やはり杉並区においても在日外国人の方が大変増加しているという流れの中で、やはり在日外国人児童の日本語指導というのは、とても大きな課題となっていたと思います。これまでは学校における訪

問指導等を中心に行ってきましたが、今回新たにこの子ども日本語教室が開設されるということで、とてもよかったなと思っているところです。

実はこういった取組については、例えば、私が勤めていた大学のある豊島区では、長年にわたって学校以外の場で子どもたち、あるいは大人たちも含めた日本語教室をずっと続けてきています。その時に、例えば、大学の日文科の教授とか、院生とか、学部生がスタッフとなってやっている。もちろん他の団体さんもいるんですが、そういった区民というか、区を上げての取組というのはすごく大事だと思っておりましたので、是非これからも今回の小学生対象から更に中学生への対象者の広がりと併せて、この指導者層というか、その辺も広げ、また充実を図っていただけたら嬉しく思います。

どうぞよろしく願いいたします。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。全10回のボランティア養成講座については、本当に様々な方に参加していただいている、今後指導者となっていただく予定です。今回の子ども日本語教室は、済美教育センター、交流協会の共催という形で行う予定ですが、これ以外にも社会教育センターで日本語の指導の講座を行ったりですとか、そういったことを様々行っておりますので、引き続き子どもたち、また保護者を含めた大人への支援というのでも進めていければと考えております。

對馬委員 今、街中で外国の方も多くお見受けしますが、やっぱり習慣的にというか、日本人ってやっぱりすごく外国人との間に距離があるというか、多民族国家ではないので、自然に声をかけるということが私たちもなかなか苦手なところがあると思いますので、外国からいらした方も馴染みにくい文化なのかなってという感じもします。こういう教室を作ってくださいるのは非常にありがたいと思うのですが、これは受講する子ども側からするとこの3か月の間に、何回くらい勉強ができるのかということと、それから、日本での生活に必要な日本語能力を身に付けることができるようにここに書いてあるんですけども、済美教育センターも入っているということで、学校の授業に則して、学校の先生と連携を取って進めていくのかどうか、その2点を教えていただけますか。

統括指導主事（加藤） まだ1月から3月までどの日というのは確定をしてはいないのですが、3か月間で出来る限り週それぞれ、月・水と、火・木とありますので、合わせて15回を超えるような回数で実施できればと

いうのは予定をして進めているところです。

また、学校との連携につきましても、子ども日本語教室でこういった指導を行ったかということ、担任の教諭もしくは学校と、情報を共有すべきであるということ、総合調整会議の中でもやりとりをしまして、何らかの形で学校とはこういう指導をしましたよという情報共有は進めていこうと考えております。

伊井委員 日本語学習支援ボランティア養成講座へたくさんの応募があった中で、絞られた形になってしまうのですが、希望されたけれども、今回は受けられないような状況になった方には今後、なんていうんですかね、講座を設けるのにどんな形でカバーしていらっしゃるのかっていうのを教えていただけますか。

統括指導主事（加藤） これもまだ正式に動き出している段階ではないのですが、今済美教育センターで行っている訪問指導・補充指導の日本語指導の指導スタッフというのは、どうしても指導を希望する子どもたちの人数に追いついていない状況がございます。こちらの日本語指導は、教員免許を持たれている方を指導者として、お願いしている状況にありますので、そういった方にお声がけをして、こちらの日本語指導の方にご協力いただけないかどうか検討しています。また、10月末から11月にかけて、正式に日本語教室受講の希望を取る予定ですので、その人数によっては、まず一旦1月から3月まではこの人数ですけれど、それ以降来年度については、拡大できるかどうかということも視野に入れて、ボランティアの養成というのも考えていければと思っております。

伊井委員 子どもたちは学校に行っている時に、子どもたちの中で日本語を習得するのも早いですよ。でも保護者には全く連絡が届かない、PTAのこととか、いろんなことがあるじゃないですか。こういう仕組みはすごくそういった外国の方をいろいろな面で受け入れていくということ、すごく前向きな取組だなと感じています。どうぞよろしく願いいたします。

折井委員 今の伊井委員のお話を聞いていてちょっと思ったのが、イギリスでの話なんです、バディ制度というのでしょうか、お互いに言語ちゃんぽんみたいな感じで交流をするという、勉強会ではなくて、お友だち、知り合いづくりみたいなものがあったのを思い出しました。私もそういうのは参加したことはないのですが、そういうのはとっても現地に

馴染むのにいいんだ、みたいのを聞いたことがありまして、今回かなりたくさんの方が応募してくださったということで、本当に全員の方をすぐにとすることは当然難しいとは思いますが、本当に数年単位で、皆さんに何らかの形で、外国の方と一緒に生きていく社会の実現に向けて、うまく付き合っていける機会を作っていければいいなど。子どもたちは学校がありますので、第一義で考えなければならないのはもちろん当然なんですけど、今後海外から来た大人たちに対しても、子どもに日本語をとという方であれば、おそらく大人同士のお友だちも受け入れてくださるような気がしますので、是非この応募してくださった方を大切にしていこうという方向で考えていただければというふうに私は思いました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。おっしゃる通り多数の方が応募されていて、その中の本当に32名という人数なので、それ以外の方々にも何らかのご協力いただけるような、そういうものを体制として考えていければと思います。

また先日2回目のボランティア養成講座に出席してきまして、やはり32名が当然のように全員、5分前には集合されて、すごくやはり熱心に先生のお話を聞いて、ディスカッションもとても盛り上がっていて、とっても熱い養成講座ができている状況なので、こちらとしても大変楽しみに、期待しているところです。

対馬委員 今の話の流れで、私、何年か前に日本にある日本語学校に語学を学びに来ている学生たちとおしゃべりをするという授業に参加したことがあるんですね。最近だとオンラインなんですけれども、学校の授業では先生がある程度きちんとした日本語でしゃべってくださるけど、私たちは普通にしゃべっていいよって言われているので、そうすると、「それって何？」っていう言い回しがやっぱりたくさん出てくる。非常にそれが日本語を学ぼうえで役に立つんだということだったので、そういうのって誰でもできることだと思うんですね。ちょっと気持ちがあって、30分とか1時間とか参加できれば。もしかしたら、そういうのが各PTAとかの中にあってもいいのかもしれないですし、本当にちょっとだけ、やっぱり伊井委員がおっしゃったように、学校からのお便りも読めないってというような保護者もたくさんいらっしゃるの、そういうのをフランクに相談できる機会というのを、本当は済美教育センターとかが主導しなくても、湧き出てくる気持ちがあるのがいいのかもしれない

ですが、何かそういうようなイベント的な機会がもっとあったらいいよねっていうふうな動きになっていっても面白いのかなとちょっと思いました。

統括指導主事（加藤） ありがとうございます。保護者もできるだけその場に来てもらって、そこで先生方とやりとりする中で、例えば、区で行っていること、通訳を付けられる取組ですとか、そういうものを紹介したり、やはりそういったコミュニティですとか、そういうものもありますので、基本的にはまずは子どもに対する支援なんですけれども、今お話しいただいたように、総合的に少しずつ広がりをもてるような形で、進めていければと考えております。

伊井委員 台湾の教育委員会の一行が学校を拝見したいということでした時に、小学生の保護者の方で、その方ずっとPTAとかにもすごく協力的な方で、日本語は片言ですけど、全然話はできるという感じの方ですけど、通訳をやっていただいたこともそういえばあったなと今、折井委員や對馬委員のお話を伺って思ったので、そういった草の根的な活動から、何か広がることもあるかもしれないなというふうに思いました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

教育長 4、5年前、入管法が改正されてすごく外国人が日本に増えてきた時に、杉並もどんどん外国籍の子どもや、日本語指導が必要な子が増えてきたんだけど、先ほどのお話にもあったように、済美教育センターの講師だけでは残念ながら回り切らなくなり、訪問指導、補充指導をやってもまだ十分じゃない、もっとやってくれっていう要求がたくさんある中で、交流協会と一緒にこういうことができるって大変素晴らしいことだなと私は思っています。

今回はうちのビジョンって多様性が1つキーワードになっていて、「違いを受け入れる」ってあるじゃないですか。ところが日本人って、やっぱりどうしても1つの独立した島の中で、長年生活してきたことがあり、江戸時代、鎖国したという国ですので、そういう国において、やはり街の中で様々な外国の方がいらっしゃることが分かっているけど、そこはやはり先ほどもありましたが、一線を引いてしまっているとかいうか、それもやむを得ないのかなっていう思いもあるんですね。しかしながら、そういう人たちと、みんな協力して街を作っていく、世の中を作っていく、社会を構成していくことを考えると、やはりそこは簡単な言葉で

いうと、仲良くなって、そういうのは1つ必要な取組になると思います。杉並もこれまでもそうやって外国人の方が生活しやすいように、例えばごみ出しのアプリって多言語で確か作りましたよね。ごみ出しのルールって結構違って、外国の方は勝手にそこら辺に捨てていっちゃうとかあったりして、そうならないように、ゴミ出しアプリを多言語で作ったり、これまでも取り組んできたんだけど、ますますこういった取組って必要になるんだらうなって私は思っています。

今回、コロナというちょっとイレギュラーなこともあったんだけど、昔は中国国籍の子どもたちがすごく多かったですが、今、具体的に日本語の指導が必要な人たちって何人くらいで、国別でどうなっているのかということと、帰国児童ってあるんだけど、帰国児童っていわゆる日本人だと思うんですね。海外行って、帰ってきて。帰国児童で、日本語の習得が不十分な子って実際にいるのか。その辺の状況について教えてください。

統括指導主事（加藤） まず、区内にコミュニティのありますネパール国籍のお子さんが多いです。中国国籍の方よりも今多い状況にあります。済美教育センターの日本語指導、訪問指導、補充指導、合わせまして現在60名、こちらは小学生だけではなく、中学生を含めた児童・生徒が受講しています。なお、5名の児童・生徒が今申請しているけれど、まだ訪問指導を受けられていない状況にございます。また、帰国の日本人のお子さんもたくさんではないですが、毎年1人、2人という人数のお子さんはいらっしゃいます。

庶務課長 他によろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程を全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、11月9日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会は閉会いたします。